

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の支給に関する要綱
(大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金支給要綱)

(趣旨)

第1条 知事は、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金支給規則（令和5年大阪府規則第73号。以下「規則」という。）第12条に基づき、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(支給の要件)

第2条 規則第2条第1項第1号及び第2項第1号の知事が別に定める者は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからエの業種分類に属する者

業種分類	要件
ア ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社若しくは個人事業主
イ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主
ウ 旅館業	資本金の額若しくは出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社若しくは個人事業主
エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる者及びアからウを除く業種	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人事業主

(2) 医療法人 常時使用する従業員、職員又は使用人（以下「従業員等」という。）の数が300人以下の者

(3) 社会福祉法人 常時使用する従業員等の数が300人以下の者

(4) 学校法人 常時使用する従業員等の数が300人以下の者

(5) 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所 常時使用する従業員等の数が100人以下の者

(6) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定される中小企業団体 常時使用する従業員等の数が、その企業の主たる業種を法第2条第1項各号及び（1）の業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者

- (7) 特別の法律によって設立された組合又はその連合会 常時使用する従業員等の数が、その企業の主たる業種を法第2条第1項各号及び(1)の業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
 - (8) 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益) 常時使用する従業員等の数が、その企業の主たる業種を法第2条第1項各号及び(1)の業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
 - (9) 特定非営利活動法人 常時使用する従業員等の数が、その企業の主たる業種を法第2条第1項各号及び(1)の業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
 - (10) 任意団体 ア及びイを満たし、常時使用する従業員等の数が、その企業の主たる業種を法第2条第1項各号及び(1)の業種分類で分類した際に当該従業員規模以下の者
 - ア 団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること
 - イ 代表者が置かれ、事務局の組織が整備されていること
- 2 規則第2条第1項第2号イの知事が別に定めるものは、賃金規程等をいう。
 - 3 規則第2条第1項第5号ロ及び第2項第5号ロの知事が別に定める方法は、事業者が運用し管理するホームページ等において、当該事業者が奨学金返還支援制度を導入している事業者であることを明示することをいう。
 - 4 規則第2条第1項第6号及び第2項第6号の知事が別に定める方法は、大阪府のホームページ等による公表をいう。
 - 5 規則第2条第2項第4号イの知事が別に定めるものは、「OSAKAしごとフィールド(にであう)」のホームページに掲載している職業紹介事業者(職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。)の求人特集に求人情報を掲載することをいう。

(支援金の支給の申請)

第3条 規則第4条に定める期日は、次のとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日の通信日印が押印されているものは有効とする。

- (1) 第一期支援金 令和6年9月30日
 - (2) 第二期支援金 令和8年3月31日
- 2 規則第4条に定める書類等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 第一期支援金
 - ア 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金申請書(様式第1-1-1号又は様式第1-2-1号)
 - イ 誓約・同意書(様式第2-1号)
 - ウ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類等
 - (2) 第二期支援金
 - ア 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金申請書(様式第1-1-2号又は様式第

1-2-2号)

イ 誓約・同意書（様式第2-2号）

ウ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類等

3 申請書類等は返却しないものとする。

（支給）

第4条 知事は、規則第5条に定める支援金の支給を決定したときは、一般財団法人大阪労働協会を通じて支援金を支給するものとする。

2 知事は、予算の範囲内で、支援金を支給するものとする。

（支援金の支給の決定等の通知）

第5条 規則第7条の支援金の支給の決定の通知は、事業者への支援金の入金をもって行うものとする。

2 規則第7条の支援金の不支給の決定の通知は、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金不支給決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第4条の申請を行った者が、規則第5条の支援金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金申請取下書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（届出義務）

第7条 規則第7条の規定による支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金支給要件欠如届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

（調査等）

第8条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（申請書類等の保存期間）

第9条 事業者は、第3条に掲げる申請書類等について、支援金の支給の決定を受けた日の属する大阪府の会計年度終了後10年間は保存しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。